

Q 『三位一体の改革』ってなに？

A 地方分権をさらに進めるための国の方針が『三位一体の改革』です

国と地方の財政の関わりを分かりやすく説明するため、これまでの『地方分権』の流れを確かめてみましょう。

戦後のまちづくりは、強力な中央集権型で進められました。いわば、国と地方が『上下・主従』の関係にあり、地方の個性や独自性のない同じようなまちづくりを重視する方法が進められました。しかし、この仕組みでは、高度情報化社会や少子・高齢化社会、個性豊かな地域社会の形成など、現在のライフスタイルの多様化などに対応することができなくなってきました。

そこで、国が財源の多くを握っていたのでは、地方の自立を望むことはできないため、平成12年に地方の自主性と自立性を高め、国と地方の関係を『対等・協力』とする『地方分権一括法』が施行されました。

地方分権時代を迎えるには『地方でできることは地方に委ねる』との原則の下、歳入・歳出の両面で地方の裁量度を高め、地方の真の自立を図ることが重要になります。

地方分権を進めるための『税財源面での改革』実施の手段が、『三位一体の改革』なのです。

Q 『三位一体の改革』で、何が変わるの？

A 地方分権推進のための改革が、それとも国の財政再建策か

地方分権型社会の実現に向けて、税財源のあり方を見直すことで、地方の実情に合わせて、自らの創意工夫で予算を執行できるように、地方の自立を促すことが期待できます。

また、補助金の採択の影響を受けていた事業の実施についても、これからは住民の意思が反映しやすくなり、参画の機会も増えるなど、住民参加のまちづくりが進むことも期待できます。

ところが、平成16年度を初年度とする『三位一体の改革』が進められると地方財政にとって大変厳しい内容となることが明らかになってきました。

地方交付税の大幅な削減や施設整備関係の国庫補助負担金の取り扱いなど、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、国の財政再建が優先されて、地方公共団体の平成16年度予算編成に大きな



支障を及ぼすなど地方財政に大きな衝撃を与えることとなりました。全国各地の地方公共団体から、本来の地方分権推進のための『三位一体の改革』ではなく、『国の財政赤字のつけ直し』『単なる地方への負担転嫁』ではないかとの声が上がりました。

今年7月には、再度首相の要請に基づき地方六団体が取りまとめた国庫補助負担金の改革案が政府に提出されましたが、各省庁と地方との意見が対立している部分が数多く残されるなど、依然として先行き不透明な状況です。3兆円規模の税源の移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革の実施に向け、今後その動向には十分に注視していく必要があります。

『三位一体の改革ってなんだろう』

三位一体の改革とは、地方が決めるべきことは地方が自分で決めるという『地方自治の本来の姿』の実現に向けた政府の方針のことです。

平成18年度までに行われる三位一体の改革

- 国庫補助負担金の改革...地方の自主性を阻害する国庫補助負担金を縮減する。
(平成17・18年度の国庫補助負担金を3兆円程度縮減(廃止))

- 税源配分(税源移譲を含む)の見直し...地方財源の充実を図るため、税源を国から地方へ移譲する。
(平成16年度からの3年間で約3兆円の税源移譲を目指す)
- 地方交付税の改革...税源移譲や国庫補助負担金の廃止に伴う地方の財政力格差是正のため、バランスのとれた地方交付税の見直しを行う。
(平成16年度からの3年間で交付税算定方法の簡素化・透明化に取り組む(第1期))